

2013年2月

公開草案 ED/2013/2

デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続 (IAS第39号及びIFRS第9号の修正案)

コメント募集期限:2013年4月2日

デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続
(IAS第39号及びIFRS第9号の修正案)

コメント募集期限：2013年4月2日

EXPOSURE DRAFT—FEBRUARY 2013

Novation of Derivatives and Continuation of Hedge Accounting (Proposed amendments to IAS 39 and IFRS 9) is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form as amendments to Standards. Comments on the Exposure Draft, the Basis for Conclusions and Illustrative Examples should be submitted in writing so as to be received by **2 April 2013**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB website (www.ifrs.org), using the 'Comment on a proposal' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2013 IFRS Foundation®

ISBN: 978-1-907877-85-8

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts, and other IASB publications are copyright of the IFRS Foundation. The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'eIFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASC Foundation', 'IASCF', 'IFRS for SMEs', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

**デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続
(IAS第39号及びIFRS第9号の修正案)**

コメント募集期限：2013年4月2日

EXPOSURE DRAFT—FEBRUARY 2013

「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」(IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号の修正案)は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会 (IASB) が公表したものである。この提案は、基準の修正として最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。本公開草案、結論の根拠及び設例に対するコメントは、**2013 年 4 月 2 日**までに届くよう、文書で提出されたい。回答者は、IASB のウェブサイト (www.ifrs.org) に、'Comment on a proposal' のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は公開の記録に掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外であるが、そのような要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

コピーライト © 2013 IFRS Foundation®

国際財務報告基準(国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む)、公開草案、及び他の IASB 公表物は、IFRS 財団の著作物である。国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ/IASB ロゴ/‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC Foundation’、‘IASCF’、‘IFRS for SMEs’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘International Accounting Standards’、‘International Financial Reporting Standards’ 及び ‘SIC’ は IFRS 財団の商標である。

目 次

	開始ページ
イントロダクション	6
コメント募集	6
コメント提出者への質問	7
[案] IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の修正	9
[案] IFRS 第 9 号「金融商品」に組み込む予定のヘッジ会計の章の 要求事項のドラフトの修正	11
審議会による公開草案の承認	12
IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の修正案に関する結論の根拠	13

イントロダクション

国際会計基準審議会（IASB）は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の修正案の本公開草案を公表した。ヘッジ手段として指定されていたデリバティブが、法律又は規制により、ある相手方から集中化された相手方に契約更改された状況において、ヘッジ会計を継続することを企業に要求するものである。

本提案は、IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の中止に関する要求事項への例外を導入するものである。IASB は、IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の中止に関する要求事項を、所定の条件が満たされている場合には、適用しないことを提案している。

これに相当する要求事項を IFRS 第 9 号「金融商品」の近く公表予定のヘッジ会計の章に含めることを提案している。

コメント募集

IASB は、本公開草案における修正案、特に下記の質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問にコメントしている
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している
- (c) 明確な論拠を含んでいる
- (d) 該当のある場合、IASB が考慮すべき代替案を記述している

IASB は、IAS 第 39 号又は IFRS 第 9 号の近く公表するヘッジ会計の章における事項のうち本公開草案で扱っていない事項についてはコメントを求めている。

コメントは、**2013 年 4 月 2 日**までに文書で届くよう提出されたい。

コメント提出者への質問

質問 1

IASB は、IAS 第 39 号を修正して、ヘッジ手段の契約更改が、下記の条件のすべてに該当する場合に、かつ、その場合にのみ、ヘッジ会計の中止を生じないようにすることを提案している。

- (i) 契約更改が法律又は規制により要求されている。
- (ii) 契約更改の結果、集中化された相手方（「清算機関」と呼ばれる場合がある）が契約更改後のデリバティブの当事者のそれぞれにとっての新たな相手方となる。
- (iii) 集中化された相手方への契約更改により生じた契約更改後のデリバティブの条件の変更が、契約更改後のデリバティブの条件を実行するために必要なものに限定されている。このような変更は、当該契約が当初から集中化された相手方と行われていたとした場合に予想されたであろう条件と整合的なものに限定される。こうした変動には、契約更改の結果としての契約更改後のデリバティブの担保の要求の変更、集中化された相手方との債権債務残高を相殺する権利、集中化された相手方から課される料金などが含まれる。

この提案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。代わりに、どのような代替案を提案するか、また理由は何か。

質問 2

IASB は、集中化された相手方の利用の拡大を要求する法律又は規制の最新の変更から生じた契約更改に対処することを提案している。これを行うために、修正案の範囲を、こうした法律又は規制により「要求されている」契約更改に限定している。本修正案の範囲は、こうした立法又は規制から生じたすべての契約更改に救済を与えるものであることに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か、また、範囲をどのように定義することを提案するか。

質問 3

IASB は、IAS 第 39 号について提案した修正に相当する修正を、IFRS 第 9 号に組み込む予定の近く公表するヘッジ会計の章に加えることも提案している。IFRS 第 9 号に含める要求事項案は、IASB のウェブサイト^(a)で公表しているヘッジ会計に関する章の要求事項のドラフトに基づいている。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (a) 2012 年 9 月 7 日に IASB のウェブサイトに掲載した、公表予定のヘッジ会計の要求事項のドラフトを参照。
(<http://go.ifrs.org/Drafr-of-forthcoming-IFRS-general-hedge-accounting>)

質問 4

IASB は、IAS 第 39 号のこれらの修正案の要件を満たす契約更改によりヘッジ会計を中止しない場合に、開示を要求することを検討した。しかし、IASB は、この状況においては本提案の BC13 項に示した理由により開示を要求しないことを決定した。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か

[案] IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の修正

第 91 項及び第 101 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

公正価値ヘッジ

91 次の場合には、企業は、第89項で定められているヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない。

(a) ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合。この目的上、ヘッジ手段の他のヘッジ手段への入替え又はロールオーバーは、企業の文書化されたヘッジ戦略の一環である場合には、失効又は終結ではない。さらに、ヘッジ手段の契約更改は、下記のすべてに該当する場合に、かつ、その場合にのみ、失効又は終結ではない。

(i) 契約更改が法律又は規制により要求されている。

(ii) 契約更改の結果、集中化された相手方（「清算機関」と呼ばれる場合がある）が契約更改されたデリバティブの当事者のそれぞれにとっての新たな相手方となる。

(iii) 集中化された相手方への契約更改により生じた契約更改後のデリバティブの条件の変更が、契約更改後のデリバティブの条件を実行するために必要なものに限定されている。このような変更は、当該契約が当初から集中化された相手方と行われていたとした場合に予想されたであろう条件と整合的なものに限定される。こうした変動には、契約更改の結果としての契約更改後のデリバティブの担保の要求の変更、集中化された相手方との債権債務残高を相殺する権利、集中化された相手方から課される料金などが含まれる。

(b) ヘッジが、第88項のヘッジ会計の要件をもはや満たさない場合

(c) 企業が指定を取り消した場合

キャッシュ・フロー・ヘッジ

101 次のいずれかの状況においては、企業は、第95項から第100項に定められているヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない。

(a) ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合（この目的上、ヘッジ手段の他のヘッジ手段への変更又はロールオーバーは、企業の文書化されたヘッジ戦略の一環である場合には、失効又は終結とはみなされない）。この場合には、ヘッジが有効であった時にその他の包括利益に認識されていた、ヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額（第95項(a)参照）は、予定取引が発生するまで、区分して資本に残さなければならない。その取引が発生した時には、第97項、第98項及び第100項が適用される。本サブパラグラフの目的上、

ヘッジ手段の別のヘッジ手段への入替え又はロールオーバーは、企業の文書化されたヘッジ戦略の一環である場合には、失効又は終結ではない。さらに、ヘッジ手段の契約更改は、下記のすべてに該当する場合に、かつ、その場合にのみ、失効又は終結ではない。

- (i) 契約更改が法律又は規制により要求されている。
- (ii) 契約更改の結果、集中化された相手方（「清算機関」と呼ばれる場合がある）が契約更改されたデリバティブの当事者のそれぞれにとっての新たな相手方となる。
- (iii) 集中化された相手方への契約更改により生じた契約更改後のデリバティブの条件の変更が、契約更改後のデリバティブの条件を実行するために必要なものに限定されている。このような変更は、当該契約が当初から集中化された相手方と行われていたとした場合に予想されたであろう条件と整合的なものに限定される。こうした変動には、契約更改の結果としての契約更改後のデリバティブの担保の要求の変更、集中化された相手方との債権債務残高を相殺する権利、集中化された相手方から課される料金などが含まれる。

(b) ...

第 108D 項及び AG113A 項を追加する。新たな文言に下線を付している。

経過措置及び発効日

108D 20xx 年 xx 月公表の「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」(IAS 第 39 号の修正)により、第 91 項及び第 101 項が修正され、AG113 項が追加された。企業は当該修正を 20xx 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。

付録 A

適用指針

AG113A 念のためであるが、第 91 項(a)又は第 101 項(a)に示した状況におけるヘッジ手段の契約更改から生じたヘッジ手段の公正価値変動があれば、契約更改後のデリバティブの測定に含めなければならない。したがって、ヘッジ有効性の測定に含めなければならない。

[案] IFRS 第9号「金融商品」に組み込む予定のヘッジ会計の章の 要求事項のドラフトの修正

6.5.6 項を修正し、B6.5.21 項の後に見出しを追加し、B6.5.21A 項を追加する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

6.5 適格なヘッジ関係の会計処理

6.5.6 企業は、ヘッジ関係（又はヘッジ関係の一部）が適格要件を満たさなくなった場合（該当がある場合には、ヘッジ関係のバランス再調整を考慮に入れた後）にのみ、ヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない。これには、ヘッジ手段が消滅、売却、終結又は行使となった場合が含まれる。この目的上、ヘッジ手段の他のヘッジ手段への入替え又はロールオーバーは、それが企業の文書化されたリスク管理目的の一部であり当該目的と整合したものである場合には、消滅又は終結ではない。さらに、ヘッジ手段の契約更改は、下記のすべてに該当する場合に、かつ、その場合にのみ、失効又は終結ではない。

- (i) 契約更改が法律又は規制により要求されている。
- (ii) 契約更改の結果、集中化された相手方（「清算機関」と呼ばれる場合がある）が契約更改されたデリバティブの当事者のそれぞれにとっての新たな相手方となる。
- (iii) 集中化された相手方への契約更改により生じた契約更改後のデリバティブの条件の変更が、契約更改後のデリバティブの条件を実行するために必要なものに限定されている。このような変更は、当該契約が当初から集中化された相手方と行われていたとした場合に予想されたであろう条件と整合的なものに限定される。こうした変動には、契約更改の結果としての契約更改後のデリバティブの担保の要求の変更、集中化された相手方との債権債務残高を相殺する権利、集中化された相手方から課される料金などが含まれる。

ヘッジ会計の中止は、ヘッジ関係全体に影響する場合もあれば、ヘッジ関係の一部のみに影響する場合もある（その場合、ヘッジ会計はヘッジ関係の残りの部分について継続する）。

法律又は規制の要求としてのヘッジ手段の契約更改

B6.5.21A 念のためであるが、6.5.6 項に示した状況におけるヘッジ手段の契約更改から生じたヘッジ手段の公正価値変動があれば、契約更改後のデリバティブの測定に含めなければならず、したがって、ヘッジ有効性の測定に含めなければならない。

審議会による 2013 年 xxx 月公表の「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」(IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号の修正案) の承認

公開草案「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」は、国際会計基準審議会の15名の審議会メンバーにより公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト	議長
イアン・マッキントッシュ	副議長
スティーブン・クーパー	
フィリップ・ダンジョウ	
マルティン・エーデルマン	
ヤン・エングストローム	
パトリック・フィネガン	
アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス	
プラブハカー・カラバチェラ	
パトリシア・マコーネル	
鶯地 隆継	
ダレル・スコット	
徐 正雨	
メアリー・トーカー	
張 為国	

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の修正案に関する結論の根拠

この結論の根拠は本修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

はじめに

BC1 この結論の根拠は、国際会計基準審議会が公開草案「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」における結論に至った際の検討事項をまとめている。個々の審議会メンバーにより議論での重点の置き方は異なっていた。

背景

BC2 IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」では、ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使となった場合には、ヘッジ会計を中止することを要求している（ただし、ヘッジ手段の別のヘッジ手段への入替え又はロールオーバーが企業の文書化されたヘッジ戦略の一環である場合を除く）。

BC3 IASB は、企業が次のようなヘッジ関係についてヘッジ会計の中止を要求されるのかどうかを明確化するよう緊急の要請を受けた。それは、店頭（OTC）デリバティブを IAS 第 39 号に従ってヘッジ手段に指定していて、当該 OTC デリバティブが新たな法律又は規制の導入を受けて集中化された相手方（CCP）に契約更改される状況におけるヘッジ関係である。

修正提案

BC4 IASB は、こうした状況における契約更改が、ヘッジ手段に指定されている既存の OTC デリバティブの認識の中止につながるのかどうかを判断するために、IAS 第 39 号における認識の中止の要求事項を検討した。当該 OTC デリバティブの認識の中止をすべきだという結論とした場合の帰結は、ヘッジ会計を中止しなければならないことになる。既存のヘッジ関係におけるヘッジ手段がもはや存在しなくなるからである。

BC5 IASB は、CCP への契約更改は IAS 第 39 号における金融資産と金融負債の両方について認識の中止の要求事項に該当することになると結論を下した。したがって、IASB は、OTC デリバティブが CCP に契約更改された場合には、企業は、既存のヘッジ関係においてヘッジ手段に指定していた OTC デリバティブについてのヘッジ会計を中止することが要求されるという結論を下した。CCP を相手方とする新たなデリバティブは、契約更改時に認識することになる。

BC6 しかし、IASB は、新たな法律又は規制による契約更改から生じることとなる財務報告上の影響について懸念した。IASB は、ヘッジ会計を中止するという要求は、企業が新たなデリバティブを新たなヘッジ関係において指定できることを意味するものではあるが、これは、ヘッジ関係を継続する場合と比べて、特にキャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ

非有効部分の増大を生じることになることに留意した。これは、新たにヘッジ手段として指定されるデリバティブが、新規のデリバティブの場合と異なる条件となるからである。すなわち、契約更改時において「市場の条件」ではないものとなる（例えば、当該デリバティブが、スワップや先渡契約のようなオプション以外のデリバティブである場合に、ゼロ以外の公正価値を有することになる）。IASB は、ヘッジ関係が IAS 第 39 号で要求している 80% から 125% のヘッジ有効性の範囲を満たさなくなるリスクが増大することにも留意した。

- BC7 IASB は、こうした財務報告上の影響を考慮して、契約更改前に存在していたヘッジ関係をこの特別の状況においては継続しているヘッジ関係として会計処理する方が、より有用な情報を財務諸表利用者に提供することになると確信した。IASB は、会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) のメンバー及び証券規制当局者を交えたアウトリーチの結果も考慮し、この論点は特定の法域に限定されたものではないことに留意した。多くの法域が、OTC デリバティブを CCP に契約更改することを要求する法律又は規制を導入したか又は義務付ける予定としているからである。
- BC8 IASB は、各法域にまたがる広範囲の法制変更が推進されていることに留意した。OTC デリバティブの透明性と規制上の監督を国際的に首尾一貫した無差別的な方法で改善するという G20 の公約によるものである。具体的には、G20 は、OTC デリバティブ市場を改善して、すべての標準化された OTC デリバティブ契約が CCP を通じて決済されるようにすることに合意した。
- BC9 したがって、IASB は、CCP への契約更改が法律又は規則により要求され、特定の要件に該当する場合に、ヘッジ会計の中止を免除するための限定的な範囲の修正を提案することを決定した。IASB は、契約更改後のデリバティブの条件は相手方の変更以外には変更のないものとすべきだと暫定的に決定していたが、実務上、契約更改の直接の結果として他の変更が生じる場合があることに IASB は留意した。例えば、CCP とデリバティブ契約を締結するためには、担保の取決めの修正を行うことが必要となる場合がある。契約更改の直接の結果又は契約更改に付随的なものであるこうした狭い範囲の変更を、本修正案では認めている。これには、デリバティブの満期、支払日又は契約上のキャッシュ・フローの変更あるいはそれらの計算基礎への変更は含まれない (CCP と取引を行う結果として生じる料金は除く)。
- BC10 IASB は、IAS 第 39 号と IFAS 第 9 号「金融商品」の両方の文脈において、こうした狭い範囲の契約更改が生じた場合には、ヘッジ会計の継続を要求すべきだと提案することを決定した。IASB は、IAS 第 39 号の場合には、企業はヘッジ会計の中止をいつでも選択できることに留意した。
- BC11 また、IASB は、本提案では CCP への契約変更の結果としてヘッジ関係の指定の解除を要求することはなくなるが、IAS 第 39 号 (又は該当する場合には IFRS 第 9 号) は、それ以外の点では当該デリバティブ及び当該ヘッジ関係の会計処理に通常どおり適用されることとなることに留意した。例えば、相手方の信用度の変動や契約上の担保の要求の変更から生じたヘッジ手段の公正価値の変動は、契約更改後のデリバティブの公正価値及びヘッジ非有効部分の測定に反映されることになる。

その他の考慮事項

BC12 IASB は、結論に至る際に下記の論点も考慮した。

開示

BC13 IASB は、この IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号の修正案で提供された救済措置の適用によりヘッジ会計を継続することができた旨の開示を企業に要求すべきかどうかを議論した。IASB は、この状況において具体的な開示を強制するのは適切でないと判断した。財務諸表利用者の観点からは、ヘッジ会計は継続中のものとなるからである。

IFRS 第 9 号の考慮

BC14 IASB は、IFRS 第 9 号に組み込む予定の近く公表するヘッジ会計の章の要求事項のドラフトも検討した。IASB は、当該要求事項のドラフトも、CCP への契約更改が発生した場合にはヘッジ会計の中止を要求する結果となってしまうことに留意した。したがって、IASB は、IAS 第 39 号の修正案に相当する修正を IFRS 第 9 号に含めることも提案すべきだと結論を下した。

本修正案のコメント期間の短縮

BC15 IASB は、本修正を緊急に完了する必要があることに留意した。OTC デリバティブの CCP 決済を義務付ける新たな法律又は規制が短期間のうちに実施されることとなるからである。IASB は、本修正案の内容が簡潔であり、このトピックについては幅広い合意が得られる可能性が高いことにも留意した。したがって、IASB は本修正案のコメント期間を 30 日に短縮することを決定した。